

○指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例施行規則

平成18年 1 月 1 日

規則第123号

改正 平成19年 3 月30日規則第17号

平成23年 3 月31日規則第16号

平成25年12月19日規則第31号

平成27年12月10日規則第30号

平成29年 6 月20日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例（平成18年指宿市条例第134号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第6条第1項に規定する指定を受けようとする事業者は、不均一課税適用工場等指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 産業振興機械等の取得等に係る確認申請書（第2号の2様式）
 - (3) 定款及び法人の登記事項証明書
 - (4) 最近2事業年度分の事業報告書
 - (5) 固定資産税納付額見込書（第3号様式）
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (平23規則16・平25規則31・一部改正)

(指定書の交付)

第3条 市長は、前条の指定申請書を受理し、条例第4条の規定に適合するものと認めたときは、当該事業者に対し、不均一課税適用工場等指定書（第4号様式）を交付する。

(操業開始届)

第4条 前条の規定により工場等の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」と

いう。)は、当該工場等(以下「指定工場等」という。)の操業を開始したときは、指定工場等操業開始届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(平23規則16・平29規則18・一部改正)

(固定資産税の不均一課税の手続)

第5条 条例第3条の規定による固定資産税の不均一課税を受けようとする事業者は、指定工場等の新設又は増設に係る固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の3月31日まで(事業年度が終了していない法人にあっては事業年度終了後2月以内)に、当該固定資産税の不均一課税を受けようとする指定工場等の新設又は増設に係る固定資産税の不均一課税申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請を承認し、又は承認しなかったときは、その旨を固定資産税の不均一課税承認(不承認)通知書(第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(平23規則16・平29規則18・一部改正)

(指定取消し等の通知)

第6条 市長は、条例第8条の規定に基づく指定の取消し等を決定したときは、速やかに当該指定事業者に対してその旨を通知する。

(届出)

第7条 指定事業者は、指定の日から最後の不均一課税を受ける年度の末日までの間において、次の表の左欄に掲げる場合に該当したときは、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書を市長に提出しなければならない。

区分	届出書
不均一課税適用工場等指定関係書類の記載事項に変更があったとき。	記載事項変更届(第8号様式)
指定工場等の設備が完了したとき。	指定工場等設置完了届(第9号様式)
指定工場等の事業が承継されたとき。	指定工場等事業承継届(第10号様式)
指定工場等の事業の廃止又は休止があったとき。	指定工場等事業廃(休)止届(第11号様式)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の半島振興対策実施地域工業開発促進条例施行規則（昭和62年指宿市規則第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第16号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月10日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月20日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

不均一課税適用工場等指定申請書

下記工場等の新設（増設）について、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例第4条に該当するので、不均一課税適用工場等として指定くださるよう、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 不均一課税適用指定申請工場等
 - (1) 所在地
 - (2) 工場等の名称
 - (3) 代表者又は管理者氏名
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 産業振興機械等の取得等に係る確認申請書
 - (3) 定款及び法人の登記事項証明書
 - (4) 最近2事業年度分の事業報告書
 - (5) 固定資産税納付額見込書

第2号様式（第2条関係）

事業計画書

所在地
名称
代表者 印

（個人の場合は、住所及び氏名）

- 1 会社の沿革と現況（役員一覧表添付）
- 2 支店、出張所一覧表（名称、所在地、代表者）
- 3 工場等一覧表
工場等の名称、所在地、代表者、建設投下固定資産税額（うち有形償却資産額、工場等用地の面積及び取得価格）、生産品名、生産量、生産額、従業員数
- 4 資本金、株式総数、発行済株式数、額面
- 5 主要株主名簿（氏名、住所、所有株式数、対発行済株比）
- 6 指定を受けようとする工場等の建設計画
 - (1) 建物（名称、構造、棟数、建設面積、延面積）
 - (2) 構築物（名称、構造、仕様、数量）
 - (3) 機械設備（設備名、機械名、台数、仕様、能力）
 - (4) 配置見取図
 - (5) 投下固定資産の種類別単価及び総額一覧表
設備別投下額（土地代、構築物代、機械代等）及び合計額
 - (6) 土地（所在地、面積、単価、総額）
 - (7) 従業員数（種類別、男女別）
 - (8) 建設資金（調達先の名称、金額、設備運転資金の別）
 - (9) 工事期間（用地取得年月日及び取得先、建設工事開始年月日、完工年月日、試運転期間、操業年月日）

第2号の2様式（第2条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

産業振興機械等の取得等に係る確認申請書
第5条の15第9項(個人用)
租税特別措置法施行規則 第20条の16第9項(法人用) 該当
第22条の37(連結法人用)

下記のとおり取得等を行った設備が、半島振興を促進するための指宿市における産業の振興に関する計画に適合するものである旨確認願いたく申請いたします。

記

申請者	所在地	
	会社名	
	代表者	
	業種	
	資本金又は出資金の額	
導入した産業振興機械等		
産業振興機械等を導入した場所		
取得価額		
導入経緯・目的		
雇用の状況		

上記の記載内容は、次に掲げる事項に該当し、「半島振興を促進するための指宿市における産業振興に関する計画」に適合したものであることを確認した。

- 「半島振興を促進するための指宿市における産業振興に関する計画」に記載された業種に属するものである。
- 産業振興機械等の取得等が、指宿市の産業の振興に寄与するものである。

年 月 日

第 号

指宿市長



第3号様式（第2条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

固定資産税納付額見込書

指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例による不均一課税適用工場等として指定を受けようとする 年 月 日建設工事開始の工場等に係る固定資産税の納付額を次のとおり見込んでいます。

税 目	第 1 年 目 (年)	第 2 年 目 (年)	第 3 年 目 (年)
固 定 資 産 税			

第4号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



不均一課税適用工場等指定書

年 月 日付で申請のあった不均一課税適用工場等指定申請については、
審査の結果、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例第4条の規定に適合するもの
と認め、次の条件を付して同条例第6条に基づき不均一課税適用工場等に指定します。

条 件

- 1 市税の納期限内納付に努めること。
- 2 関係書類の記載事項に異動が生じた場合の報告及び諸届については、厳にこれを
励行すること。
- 3 指定期間中、当該事業年度に係る収支決算書及び事業報告書を提出すること。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地

名 称

代表者

印

（個人の場合は、住所及び氏名）

指 定 工 場 等 操 業 開 始 届

年 月 日付け 第 号 により指定を受けた工場等は、次のとおり操業を開始したのでお届けします。

- 1 指定工場等の名称
- 2 操業開始年月日 年 月 日
- 3 操業開始日における固定資産の内容
- 4 操業開始日における従業員数 人

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

固定資産税の不均一課税申請書

半島振興対策実施地域産業開発促進条例第3条に規定されている固定資産税の不均一課税の適用を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 工場等の名称
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 指定番号 第 号
- 4 適用年度 年度から 年度までの3年度間

(添付書類)

- 1 不均一課税適用工場等指定書の写し
- 2 国の税務官署に提出した所得税又は法人税の確定申告書、法人税法施行規則別表16の写し及び特別償却の償却限度額の計算に関する付表
- 3 所得税青色申告決算書の写し及び減価償却費の計算の写し（個人の場合）
- 4 指定工場等操業開始届の写し
- 5 固定資産又は償却資産の償却明細書
- 6 指定工場等の従業員現在数（職種別，男女別）
- 7 不均一課税申告書に係る事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 8 当該事業所全体の平面見取図
- 9 不均一課税を受ける建物の平面図

第7号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

指宿市長



固定資産税の不均一課税承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった固定資産税の不均一課税については、下記のとおり承認した（しなかった）から通知します。

記

固定資産税（土地、家屋）

種類	地目又は構造	地積又は床面積	取得年月日	不均一課税を適用する固定資産の課税標準額	不均一課税する額

（償却資産）

償却資産の種類	取得年月日	取得価額	不均一課税を適用する固定資産の課税標準額	不均一課税する額

不承認の理由

第8号様式（第7条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

記 載 事 項 変 更 届

年 月 日付けで提出しました指定関係書類の記載事項に次のとおり変更があったのでお届けします。

- 1 指定年月日及び番号
- 2 指定工場等の名称
- 3 変更箇所
- 4 変更理由

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

指 定 工 場 等 設 置 完 了 届

年 月 日付け 第 号 で指定を受けた工場等の建設が完了しましたのでお届けします。

- 1 指定工場等の名称
- 2 用地取得年月日
- 3 建設工事開始年月日
- 4 建設完了年月日
- 5 操業開始(予定)年月日
- 6 現在時従業員数
- 7 生 産 計 画

第 10 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

承継人 所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

譲渡人 所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

指 定 工 場 等 事 業 承 継 届

年 月 日付け 第 号 により指定を受けた工場等の事業が承継されたので届けします。

- 1 承継した工場等の所在地及び名称
- 2 承継年月日
- 3 承継事由
- 4 証明書（法人登記簿謄本など）
- 5 承継人の略歴、事業暦、関係役職名
- 6 承継に伴う株主の変動等

第 11 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

指宿市長 様

所在地
名 称
代表者 印
(個人の場合は、住所及び氏名)

指 定 工 場 等 事 業 廃 (休) 止 届

年 月 日付け 第 号 により指定を受けた工場等は次のとおり
事業を廃 (休) 止したのでお届けします。

- 1 指定工場等の名称
- 2 廃 (休) 止の理由
- 3 廃 (休) 止年月日
- 4 再開の見通し (休止の場合に限る。)

第1号様式（第2条関係）

（平29規則18・全改）

第2号様式（第2条関係）

（平29規則18・全改）

第2号の2様式（第2条関係）

（平29規則18・全改）

第3号様式（第2条関係）

（平29規則18・全改）

第4号様式（第3条関係）

（平29規則18・全改）

第5号様式（第4条関係）

（平29規則18・全改）

第6号様式（第5条関係）

（平29規則18・全改）

第7号様式（第5条関係）

（平29規則18・全改）

第8号様式（第7条関係）

（平29規則18・全改）

第9号様式（第7条関係）

（平29規則18・全改）

第10号様式（第7条関係）

（平29規則18・全改）

第11号様式（第7条関係）

（平29規則18・全改）